コーポレートガバナンス・ガイドライン

丸文株式会社

※[ ]内はコーポレートガバナンス・コードの原則を表しています

第1章　総則

第１条　目的　[3-1(ii)、3-1①]

本ガイドラインは、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みと方針について定め、その実践を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を図ることを目的とします。

第２条　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方　[3-1(ii)]

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めます。

第2章　株主の権利・平等性の確保

第３条　株主の権利の尊重と平等性の確保　[1、1-1、1-1③]

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利を尊重し、少数株主や外国人株主を含む全ての株主が適切な権利の行使と平等性を確保できるよう、適切に対応します。

第４条　株主総会　[1-1①、1-2、1-2②]

(1) 当社は、株主総会が議決権を有する株主によって構成される当社の最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話を行う場であることを認識し、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備に努めます。

(2) 株主総会の招集通知は、株主が議案を十分に検討できるよう早期発送に努めるとともに、当社および東京証券取引所のウェブサイトにできるだけ速やかに掲載します。また議決権行使プラットフォームへの参加や招集通知の英訳により、議決権行使の利便性の向上を図ります。

(3) 株主総会において、会社提案の議案に対して相当数の反対票があった場合には、取締役会において反対の理由や原因分析を行い、適切な対応を図ります。

第５条　株主の権利の保護　[1-5①、1-6]

(1) 会社の所有権の変動など株主の利益に影響を及ぼすような資本政策を行う場合には、株主に対する受託者責任を全うする観点から、必要性と合理性について十分検討するとともに、適正な手続きを確保し、株主に対して適時適切に説明します。

(2) 当株式が公開買付に付された場合には、その提案が当社の企業価値向上に資するものかを慎重に審議し、株主にその対応方針を説明します。

第６条　資本政策の基本的な方針　[1-3]

(1) 当社の資本政策は、「資本効率の向上」を図りつつ、「株主還元の拡充」と「自己資本の充実」に努めることを基本とします。

(2) 株主還元については、継続的な利益還元を基本とした上で、連結配当性向40%またはDOE（株主資本配当率）2.5%のいずれか高い方を目安として業績に応じて利益還元を行います。また内部留保に関しては、新規事業立上げやパートナーシップ強化ならびに人的リソースや物流・情報インフラ整備などの戦略的な投融資に充当し、中長期にわたる企業価値の向上に努めます。

第7条　政策保有株式に関する基本方針　[1-4、1-4①②]

(1) 当社は、取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化のため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合、取引先の株式を保有します。
(2) 政策保有株式は、取締役会で毎年、個別銘柄毎に、保有による便益が資本コストに見合っているか、株式の保有が取引関係の維持・強化に寄与しているか等を検証し、保有の妥当性が認められない株式については、株価や市場動向を勘案の上、適宜処分を行います。
(3) 政策保有株式の議決権行使に当たっては、発行会社の財政状態や株主価値を毀損するような議案の有無等を総合的に勘案し、議案への賛否を判断します。
(4) 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から、その株式の売却等の意向が示された場合には、その意向を尊重します。

第8条　当社株券等の大量買付行為への対応策　[1-5]

当社株券等の大量買付行為の導入・運用にあたっては、株主に対する受託者責任を全うする観点から、取締役会がその必要性･合理性を慎重に検討するとともに、適正な手続を確保し、株主に十分な説明を行うよう努めます。

第9条　関連当事者との取引　[1-7]

(1) 取締役およびその近親者と当社グループとの取引に関する調査を毎年実施し、関連当事者取引の有無を確認します。
(2) 取締役が行う競業取引、利益相反取引または関連当事者取引を行う場合は、取締役会の事前承認を得なければならないものとします。
(3) 取引の内容や金額については、会社法および金融商品取引法の定めに従い、適切に開示します。

第3章　ステークホルダーとの適切な協働

第10条　様々なステークホルダーとの協働　[2、2-2、2-2①、2-3]

(1) 当社は、株主や顧客、取引先、社員、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が持続的な成長と企業価値の向上に不可欠であることを認識し、良好かつ円滑な関係の維持・強化に努めます。
(2) 当社は、ステークホルダーの期待に応え、健全かつ透明な経営活動を実践するための行動基準として「企業行動憲章」および「行動規範」を定め、その浸透を図ります。また会社はその運用状況を定期的にモニタリングします。
(3) 持続可能な社会の実現に向けて、環境保全に資する経営に取り組みます。

第11条　サステナビリティへの取り組み　[2-3、2-3①、3-1③、4-2②]

(1) 取締役会は「サステナビリティ基本方針」を定め、持続可能な社会の実現に向けた課題解決に取り組みます。

(2) 社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する方針や目標の設定、各種施策のモニタリングを行い、定期的に取締役会に活動状況を報告します。
(3) サステナビリティについての取組状況は、人的資本や知的財産への投資等への考え方と併せて、適時適切に開示します。

第 12 条　人材の多様性の確保　[2-4、2-4①]

(1) 当社は、人権・人格および社員の多様性を尊重し、人種や国籍、性別、年齢、新卒・中途採用等の区別なく、社員一人ひとりが喜びと誇り、活力をもって働ける環境づくりに取り組みます。
(2) 女性の活躍促進については、管理職登用の目標を定めるとともに、職掌転換制度や勤務地の限定、育児・介護支援、職場での旧姓使用をはじめ、女性が働きやすい環境を整備し、充実を図ります。

第 13 条　アセットオーナーとしての機能発揮　[2-6]

当社は、企業年金の積立金の運用に際し、アセットオーナーとして期待される機能が発揮できるよう環境整備に努めます。

第4章　コーポレートガバナンス体制

第 14 条　機関設計　[1-1②]

当社は、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、監査等委員会設置会社を選択し、より良いコーポレートガバナンスの実現に取り組みます。

第 15 条　取締役会　[2-1、3-1(i)、4、4-1、4-1①②③、4-2、4－2②、4-8、4-8③、4-11、4-11①③、4-12、4-12①、4-13、5-2]

(1) 取締役会は、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、企業理念を定め、中期経営計画などの経営の基本方針について建設的な議論により多角的かつ十分な検討を行うとともに、取締役の職務の執行を適切に監督します。
(2) 取締役会は、知識や経験、専門性の異なる多様な人材で構成し、自由闊達な議論と効率的な運営が可能な員数を維持します。
(3) 社外での豊富な経験を当社に活かすとともに、取締役会の監督機能を強化するため、独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を含むものとし、原則として取締役の 3 分の 1 以上を独立社外取締役とします。
(4) 取締役会は、法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項について審議を行い、その他の業務執行に係る事項の決定は取締役以下に委任し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図ります。
(5) 取締役会は、自社の資本コストを把握した上で中期経営計画を策定し、その達成に向けて最善の努力を行うとともに、その進捗状況に応じ、適切な対応を図ります。また中期経営計画への取り組みや進捗状況および事業ポートフォリオに関する基本方針やその見直しの状況について、株主にわかりやすく説明を行います。
(6) 取締役会は、社長や取締役の後継者計画について、適切に監督します。
(7) 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価ならびに社外取締役からの意見を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

(8) 取締役会の円滑な運営のため、取締役会事務局を設置します。取締役会事務局は、議題や開催頻度を適切に設定した上で、取締役会の年間スケジュールを立て、十分な議論ができる審議時間を確保します。また取締役会の資料は、会日に先立って配布するように努め、社外取締役に対しては必要に応じ事前説明を行います。

第 16 条　取締役　[4-5、4-11②、4-13、4-13①②、4-14、4-14①②]

(1) 取締役は、株主からの受託者責任を認識し、持続的な成長と企業価値の向上に向けて、職務を執行します。
(2) 取締役は、その責務を果たすために必要となる時間と労力を確保します。また会社は、毎年、他社の役員等の兼任状況を確認し開示します。
(3) 取締役は職務の執行に必要な情報を主体的に収集し、必要に応じ、会社に対して追加の情報の提供を求めます。
(4) 取締役は、必要に応じ、外部の専門家の助言を求めることができ、会社はその費用を負担します。
(5) 会社は、取締役からの求めや必要に応じ、適宜、法改正や経営課題に関する情報の提供や研修会の開催を行います。また新任取締役に対しては、就任時に取締役の職務を遂行するために必要な知識の修得の機会を提供します。社外取締役に対しては、就任に当たり、当社への理解を深めていただくよう就任前に当社の事業に係る説明の場を設けます。

第 17 条　社外取締役　[4-6、4-8①②、4-9]

(1) 社外取締役は、豊富な経験や実績、知見を有し、別表に定める社外取締役の独立性判断基準を満たす者の中から選任します。
(2) 社外取締役は、自らの知見に基づき、中立的・客観的立場から取締役の職務の執行を監督するとともに、経営全般に対する助言を行います。
(3) 社外取締役は、社外取締役のみで構成するミーティングを定期的に開催し、コーポレートガバナンス体制に関する情報共有や意見交換を行います。
(4) 社外取締役が期待される役割を果たせるよう、取締役会事務局が経営陣との連絡・調整を行います。

第 18 条　監査等委員会　[3-2②、4-4、4-4①、4-11、4-13、4-13③

(1) 監査等委員会は、取締役の職務の執行について、独立した客観的な立場から適法性および妥当性の監査を行うとともに、監査報告の作成や会計監査人の選解任等、法令に定められた事項を実施します。
(2) 監査等委員会と社長は定期的に意見交換を行います。また、監査等委員会と監査室および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図ります。
(3) 監査の実効性を確保するため、監査等委員には、財務・会計に関する知見を有する者を 1 名以上選任します。
(4) 監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置します。監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。

第 19 条　経営会議　[4-10]

(1) 経営活動を推進するため、業務執行取締役によって構成する経営会議を設置します。

(2) 経営会議は社長が議長となり、経営の基本方針や経営計画、その他経営に関する重要事項の検討ならびに取締役会での決議事項の事前審議を行います。

第 20 条 指名・報酬委員会 ［4-1③、4-3、4-3①②③、4-10、4-10①、3-1(iii)(iv)(v)］

(1) 取締役の指名や報酬に関する手続きの透明性・公正性を確保するため、指名・報酬委員会を設置します。

(2) 指名・報酬委員会の委員は社外取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。また指名・報酬委員会の委員長は、独立社外取締役である委員の中から選出します。

(3) 指名・報酬委員会は、次の事項について必要な助言を行います。

①取締役および社長の選解任に関する事項

②取締役が有するスキルの特定に関する事項

②取締役の報酬に関する事項

③社長および取締役の後継者計画に関する事項

第 21 条 取締役および社長の選解任 ［4-3、4-3①②、4-11①］

(1) 取締役候補者および社長の選解任については、当社が定める基準に基づき、指名・報酬委員会の助言・同意を得た上で、取締役会で決定します。

(2) 取締役候補者は、人格、識見、能力および経験、実績等を勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する者を選定します。

(3) 取締役に重大な法令・定款違反があった場合や取締役の選任基準の要件を欠くことが明確になった場合には当該取締役の解任を検討します。

(4) 各取締役の選任理由および各取締役が有するスキルは、株主総会の招集通知等で開示します。

第 22 条 取締役の報酬等 ［4-2］［4-2①］

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、業務執行取締役としての職責・役割にふさわしく、また短期のみならず中長期的な企業価値と業績の向上に資するような内容・水準とします。その額は、株主総会において決議された総枠の範囲内で、その役位や職務内容と、対象期間の期待貢献度及び連結業績等を考慮し、決定します。当該報酬の総額、報酬体系、算定方法の枠組みについては、社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会の助言・同意を得た上で、取締役会で決定します。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬については、指名・報酬委員会の助言・同意を得た上で、取締役会の決議により一任を受けた代表取締役社長が決定します。

(3) 監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された総枠の範囲内で、独立性と中立性の確保の観点から担当する職務内容等を考慮し監査等委員会の協議で決定します。

第 23 条 会計監査人 ［3-2、3-2①②］

(1) 取締役会および監査等委員会は、会計監査人と協議の上、適正な監査ができる体制を確保します。

(2) 監査等委員会は、会計監査人の評価の基準を策定し、その基準に基づき独立性と専門性について確認を行います。

(3) 取締役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合の対応体制を整備します。

第 24 条　内部統制システム　[4-3、4-3④]

(1) 経営の健全性と効率性を維持するため、取締役会は「内部統制システム構築の基本方針」を定め、運用します。

(2) 社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、全社的リスク管理も含めた内部統制システムに係る管理統轄を行うとともに、取締役会は定期的に内部統制に関わる整備・運用状況をモニタリングします。

第 25 条　内部通報　[2-5、2-5①]

(1) 不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置します。

(2) 内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取り扱いを受けないよう社内規程を定め、運用の徹底を図ります。

第5章　情報開示とコミュニケーション

第 26 条　適時適切な情報開示　[3、3-1②、5-2、5-2①]

(1) 当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーと良好な関係を築き信頼を得るために、会社の財務状態、経営成績等の財務情報に加え、経営戦略や経営課題、リスク情報など利用者にとって有用性の高い情報について適時適切に情報を開示します。

(2) 開示する情報は利用者にとってわかりやすい表現になるように努め、合理的な範囲において英語での情報開示を行います。

第 27 条　株主との建設的な対話　[5、5-1、5-1①②③]

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次の通り方針を定め実践します。

① 株主との対話全般については社長が統括し、経営企画部および総務部が窓口となり適切に対応します。

② 経営企画部および総務部は、財務経理部をはじめとした関連部門と適宜連携を図ります。

③ 機関投資家向け決算説明会を定期的に実施し、また株主通信や当社ウェブサイトでの情報提供の充実に取り組みます。

④ 株主からの意見等については、経営企画部がとりまとめ、定期的に取締役会にフィードバックを行います。

⑤ インサイダー情報については、情報開示方針および内部情報管理規程に従い厳重に管理し、決算発表日前の２週間をＩＲ・ＳＲ活動の沈黙期間とし、フェアディスクロージャーを徹底します。

⑥ 当社は株主との建設的な対話の充実を図るため、毎年３月末日および９月末日の株主名簿における株主の分布状況について把握するとともに、必要に応じ実質株主判明調査を行います。

以　上

附則

2015 年 10 月 30 日制定

2017 年　6 月 28 日改正

2018 年 12 月 21 日改正

2021 年 12 月 1 日改正

2025 年　4 月 1 日改正

別表

社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえ、以下の通り社外取締役の独立性判断基準を定め、当該要件を満たす場合、当該取締役が当社からの独立性を有していると判断する。

１．現在および最近 10 年間において、当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役、執行役員および使用人（以下、「業務執行者」という）でないこと

2. 現在および最近３年間において、以下に掲げる者に該当しないこと
① 当社グループの取引先で、当社グループの年間取引金額が当社連結売上高の２％を超える会社の業務執行者
② 当社グループを取引先とし、当社グループとの年間取引金額が当該取引先の年間連結売上高の２％を超える会社の業務執行者
③ 当社グループが借入れを行っている金融機関で、事業年度末の借入金残高が当社の連結総資産の２％を超える借入先の業務執行者
④ 当社グループから役員報酬以外に年間 1 千万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家（法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
⑤ 当社の大株主（総議決権の 10%以上の株式を保有する者）またはその業務執行者
⑥ 当社グループより、年間 1 千万円を超える寄付金を受領している団体の業務執行者
⑦ 当社グループとの間で、役員を相互派遣している会社の業務執行者
⑧ 上記①～⑦のいずれかに該当する者（但し業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは部長格以上の業務執行者に限る）の配偶者または二親等以内の親族でないこと

3. 現在および最近５年間において、当社グループの業務執行取締役、執行役員もしくは部長格以上の業務執行者であった者の配偶者または二親等以内の親族でないこと